

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成26年10月20日及び同年同月21日付けで異議申立人(以下「申立人」という。)に対して行った2件の部分開示決定(以下「本件処分」という。)により不開示とした部分のうち、精神医療審査会報告書中「次回日程」は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

申立人は、平成26年10月7日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、次の2件の保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (1) 平成26年 月 日 において指定医2名による措置入院決定に至った理由及び経緯等のすべて
- (2) 平成26年 月 日 において実施された精神医療審査会の審査結果の詳細がわかる関係書類のすべて

2 公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された公文書として、次の公文書を特定した。

- (1) 措置入院決定に係る関係書類
 - 精神障害者等の保護に関する通知書
 - 精神障害者調査書
 - 精神保健診察通知書
 - 精神保健診察命令書 2部
 - 措置入院に関する診断書 2部
- (2) 精神医療審査会の審査結果に係る関係書類
 - 第38条の4の規定による退院等の請求に関する意見書(病院管理者用)
 - 意見聴取書(医療委員用)
 - 意見聴取書(法律家委員・有識者委員用)
 - 精神医療審査会報告書

3 処分の概要

実施機関は、本件開示請求について条例第14条第1号、同条第3号又は同条第

5号を根拠に本件処分を行い、申立人に通知した。不開示とした情報及び根拠は、次のとおりである。

(1) 措置入院決定に係る関係書類

精神障害者等の保護に関する通知書

ア 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報

(ア) 別紙(本件の認知、保護時の状況、精神障害者の病歴)

精神障害者調査書

ア 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報

(ア) 調査員職氏名

(イ) 調査対象者(保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別)

(ロ) 家族歴

(ハ) 生活歴及び既往歴等参考事項

(ニ) 過去の入院経過歴等参考事項

(ホ) 現在の服薬処方内容

イ 条例第14条第3号を根拠に不開示とした情報

(ア) 精神障害者に対する保健所長の意見

精神保健診察通知書

ア 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報

(ア) 現に本人の保護の任に当たっている者

精神保健診察命令書 2部

ア 条例第14条第1号を根拠に不開示とした情報

(ア) 精神保健指定医氏名

措置入院に関する診断書 2部

ア 条例第14条第1号を根拠に不開示とした情報

(ア) 被診察者(精神障害者)の一部 印影

(イ) 精神保健指定医氏名

イ 条例第14条第3号を根拠に不開示とした情報

(ア) 病名

(イ) 生活歴及び現病歴

(ロ) 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数

(ハ) 重大な問題行動

(ニ) 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像

(ホ) 診察時の特記事項

ウ 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報

(ア) 診察に立ち会った者

(イ) 職員氏名の一部

(2) 精神医療審査会の審査結果に係る関係書類

第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書（病院管理者用）

ア 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

(7) 請求に対する意見等

意見聴取書（医療委員用）

ア 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

(7) 診断名

(1) 生活歴及び現病歴

(2) 治療状況

(3) 診察時の所見・特記事項

(4) 処遇の状況の左欄

(5) 患者の意見

(6) 総合的所見

イ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

(7) 立会職員

ウ 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報

(7) 精神医療審査会委員氏名

(1) 私印の印影

意見聴取書（法律家委員・有識者委員用）

ア 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

(7) 診断名

(1) 患者本人への事情聴取内容

(2) 総合的所見

イ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

(7) 立会職員

ウ 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報

(7) 精神医療審査会委員氏名

(1) 私印の印影

精神医療審査会報告書

ア 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

(7) 表題の一部

(1) センター職員名

(2) メモ欄の一部

(3) 次回日程

イ 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報

(7) 出席委員名

4 異議申立て

申立人は、平成 26 年 12 月 22 日付けで行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)

第5条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示では記載されている内容がわからない。もし、事実でないと思料される事項が記載されているとすれば、証拠等に基づいた訂正請求を県民として行うべきと考えている。
- (2) この是正手続には、個人情報の開示を受け、記載されている概要を知ることが不可欠である。
- (3) 情報を開示しないことによってあつれきを生じさせている。
- (4) 不開示理由を県の条例に基づく正当なものとして羅列し、これを合法化することだけに終始することは、個人情報の保護に関する法律の基本方針に反するばかりか、情報の適正な取扱いとは言いがたい。
- (5) 精神保健福祉法に係る行政・法の遂行に悪影響を及ぼすと部分開示の理由に羅列しているが、県が保有する情報に誤りがなく真性なものであれば、これは杞憂にすぎない。
- (6) 個人情報の保護に関する法律では、個人情報の主導主体は法の目的・趣旨からして県にはなく、相対する個人にある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において説明した不開示理由の内容は、おおむね次のとおりである。

1 精神障害者等の保護に関する通知書

本公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条に基づき、佐世保警察署長が実施機関に対し申立人の保護の状況等を通知したものである。

- (1) 「別紙（本件の認知、保護時の状況、精神障害者の病歴）」

これらの情報は、警察が申立人を保護した経緯や警察が関係者等から聴取した情報である。これらの情報を後日申立人が知りうることを前提とすれば、警察官

がその率直な情報を通報書に記載することをためらうことが予想され、その結果、実施機関において措置診断の要否を正確に判断することができなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

2 精神障害者調査書

本公文書は、法第 27 条に基づき、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の要否を実施機関が判断するための調査書である。

- (1) 「調査員職氏名」、「調査対象者（保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別）」、「家族歴」、「生活歴及び既往歴等参考事項」、「過去の入院経過歴等参考事項」及び「現在の服薬処方内容」

これらの情報は、実施機関職員の氏名、実施機関が関係者等から聴取した情報及び本人の保護の任に当たっている者（以下「保護者」という。）に関する情報である。これらを開示した場合、申立人とこれらの者の間にきれつが生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

- (2) 「精神障害者に対する保健所長の意見」

本情報は、指定医の診察の要否を判断するにあたっての実施機関（保健所長）の意見であり、評価情報である。これを開示した場合、実施機関が本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼすおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

3 精神保健診察通知書

本公文書は、法第 27 条に基づき、措置入院のための診断を実施することについて保護者へ通知するものである。

- (1) 「現に本人の保護の任に当たっている者」

本情報は、保護者の氏名である。これを開示した場合、申立人とこの者の間にきれつが生じ、この者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

4 精神保健診察命令書 2部

本公文書は、法第 27 条に基づく措置入院のための要否の診断を実施することについて、指定医へ命ずる通知である。

(1) 「精神保健指定医氏名」

本情報は、指定医の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第 14 条第 1 号に該当するものとして不開示とした。

5 措置入院に関する診断書 2部

本公文書は、指定医 2 名が法第 27 条に基づき実施した措置入院のための診断において作成された診断書である。

(1) 「被診察者（精神障害者）の一部 印影」及び「精神保健指定医氏名」

本情報は、指定医の氏名及び印影であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第 14 条第 1 号に該当するものとして不開示とした。

(2) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」

これらの情報は、指定医の診断に基づいて記載された個人の診断における情報である。これらを開示した場合、診断内容への不満や誤解が生じ、申立人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、申立人とのきれつを未然に避けるため、指定医が診断書等に正確な状況を記載するのにちゅうちょし、記載内容が形骸化するおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

(3) 「診察に立ち会った者」及び「職員氏名の一部」

これらの情報は、実施機関職員の氏名及び診察に立ち会った者に関する情報である。これらを開示した場合、申立人とこれらの者の間にきれつが生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

6 第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書（病院管理者用）

本公文書は、申立人から指定病院に対してなされた法第 38 条の 4 に基づく退院等の請求（以下「退院等請求」という。）を受け、指定病院の主治医が記載し病院管理者から精神医療審査会に提出された意見書である。

(1) 「請求に対する意見等」

本情報は、退院等請求に対する指定病院の主治医の意見である。これを開示した場合、診断内容への不満や誤解が生じ、申立人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、申立人とのきれつを未然に避けるため、指定医が診断書等に正確な状況を記載するのにちゅうちょし、記載内容が形骸化するおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

7 意見聴取書（医療委員用）

本公文書は、申立人から指定病院に対してなされた退院等請求を受け、長崎県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）委員（医療委員）が申立人と面接し、作成された意見聴取書である。

(1) 「診断名」、「生活歴及び現病歴」、「治療状況」、「診察時の所見・特記事項」、「処遇の状況の左欄」、「患者の意見」及び「総合的所見」

これらの情報は、診療録並びに精神医療審査会委員（医療委員）の診察時の所見及び総合的所見に関する情報である。これらを開示した場合、診断内容への不満や誤解が生じ、申立人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、本人とのきれつを未然に避けるため、精神医療審査会委員が本意見聴取書に正確な状況を記載するのにちゅうちょし、記載内容が形骸化するおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

(2) 「立会職員」

本情報は、当該意見聴取に立ち会った者の氏名であり、実施機関職員の氏名である。これを開示した場合、申立人とこの者の間にきれつが生じ、この者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障をきたすおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

(3) 「精神医療審査会委員氏名」及び「私印の印影」

本情報は、精神医療審査会委員の氏名及び印影であり、開示請求者以外の特定

の個人を識別できる情報であることから、条例第 14 条第 1 号に該当するものとして不開示とした。

8 意見聴取書（法律家委員・有識者委員用）

本公文書は、申立人から指定病院に対してなされた退院等請求を受け、精神医療審査会委員（法律家委員・有識者委員）が申立人と面接し、作成された意見聴取書である。

(1) 「診断名」、「患者本人への事情聴取内容」及び「総合的所見」

これらの情報は、精神医療審査会委員（法律家委員・有識者委員）の意見及び総合的所見に関する情報である。これらを開示した場合、所見内容への不満や誤解が生じ、申立人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、本人とのきれつを未然に避けるため、精神医療審査会委員が意見聴取書に正確な状況を記載するのにちゅうちょし、記載内容が形骸化するおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

(2) 「立会職員」

本情報は、当該意見聴取に立ち会った者の氏名であり、実施機関職員の氏名である。これを開示した場合、申立人とこの者の間にきれつが生じ、この者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障をきたすおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

(3) 「精神医療審査会委員氏名」及び「私印の印影」

本情報は、精神医療審査会委員の氏名及び印影であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第 14 条第 1 号に該当するものとして不開示とした。

9 精神医療審査会報告書

本公文書は、法第 38 条の 5 に基づき実施された、審査会会議の報告書（議事録）であり、当会議において申立人の措置入院の継続の要否が審議されたものである。

(1) 「表題の一部」

本情報は、精神医療審査会の複数ある合議体のうち、特定の合議体の名称である。合議体の名称は非公開としているため、これを開示した場合、合議体を特定することによって申立人が合議体に対し苦情の申立てをすることも考えられ、措置入院に係る事務に支障をきたすおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

(2) 「出席委員名」

本情報は、精神医療審査会の会議に出席した精神医療審査会委員の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第 14 条第 1 号に該当するものとして不開示とした。

(3) 「センター職員名」、「メモ欄の一部」及び「次回日程」

本情報は、当会議に出席した実施機関職員の氏名、当会議における議事内容及び次回の会議日程である。これらを開示した場合、申立人とこれらの者の間にきれつが生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障をきたすおそれがある。

よって、開示することにより今後の精神医療審査会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報 の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては、本人の個人情報について開示を原則とする理念のもと解釈及び運用されなければならない。

2 本件異議申立ての対象となる公文書について

本件異議申立ての対象となる公文書（以下「対象公文書」という。）は、実施機関が特定した公文書の全てであると認められる。

3 措置入院制度について

(1) 措置入院の手続は次のとおりである。

法第 22 条から第 26 条の 3 の規定において、何人も精神障害者又はその疑いのある者について、指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事（以下「知事」という。）に申請することができることや、警察官は精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）があると認められる者について、知事への通報をしなければならないこと等が定められている。

法第 27 条の規定において、知事は、上記 の申請、通報等があつた者について調査し、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければなら

いことが定められている。

法第 28 条の規定において、上記 の診察をさせるにあたって、保護者がいる場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないこと、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者及び保護者は、当該診察に立ち会うことができることが定められている。

法第 29 条の規定において、知事は、上記 の診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができ、また、この場合において、知事がその者を入院させるには、2 人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことが定められている。

(2) 退院等請求の手続は、次のとおりである。

法第 38 条の 4 の規定において、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、厚生労働省令で定めるところにより、知事に対し当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができることが定められている。

法第 38 条の 5 第 1 項の規定において、知事は、 の退院等請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならないことが定められている。

同条第 2 項の規定において、精神医療審査会は、上記 の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を知事に通知しなければならないことが定められている。

同条第 3 項の規定において、精神医療審査会は、上記 の審査をするに当たっては、当該審査に係る退院等請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かななければならないことが定められている。

(3) 対象公文書の性質について

対象公文書は、上記(1)及び(2)の諸手続において作成されたものであり、次の性質を有すると認められる。

措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず公権力によって強制的に入院させる制度であることから、一般に、本人が当該措

置に納得しない場合が想定され、退院等請求においても同様の場合が想定される。

上記の性質上、措置入院及び退院等請求（以下「措置入院等」という。）の審査に際しては、極めて厳格かつ適正な手続を経ることが必要となり、これを担保するため、措置入院等の手続を行うにあたって作成される文書に記載される情報は、本人の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求され、高い秘匿性のもとに取り扱われることが必要とされるものである。

4 条例第 14 条各号の該当性について

以上を踏まえ、本審査会は、条例第 14 条各号の該当性について以下のとおり判断した。

(1) 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 1 号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を不開示とする旨定めたとえ、同号ただし書きにおいて、次のアからウのいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分したところ、指定医及び精神医療審査会委員の氏名及び印影であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報と認められ、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

よって、本情報を実施機関が不開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 3 号は、個人の評価、指導、診断、選考、試験等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれ

がある情報を不開示とすることが定められている。

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分したところ、実施機関、指定医、主治医及び精神医療審査会委員の措置入院等に係る診断、意見等が記載されており、これらの情報は個人の評価等に関する情報と認められる。

これを開示した場合、実施機関（保健所長）が本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼすこと及び本人との軋轢を未然に避けるため指定医や精神医療審査会委員が診断書や意見聴取書に正確な状況を記載するのに躊躇し、記載内容が形骸化することが考えられ、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 5 号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

本号を根拠として不開示とした情報について、次のとおり判断した。

精神障害者等の保護に関する通知書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、警察が申立人を保護した経緯や警察が関係者等から聴取した情報であると認められる。

これを開示した場合、警察が客観的かつ具体的で詳細な情報を本通知書に記載することを躊躇することが考えられ、措置診断の要否判定の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

精神障害者調査書、精神保健診察通知書及び措置入院に関する診断書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、実施機関職員の氏名、実施機関が関係者等

から聴取した情報、保護者に関する情報及び診察に立ち会った者に関する情報であると認められる。

これを開示した場合、入院措置に不満を持つ本人とこれらの者の間に軋轢が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなることが考えられ、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が開示としたことは妥当である。

意見聴取書（医療委員用）及び意見聴取書（法律家委員・有識者委員用）における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、意見聴取に立ち会った者の氏名（実施機関職員の氏名）であると認められる。

これを開示した場合、退院等請求に係る精神医療審査会の判定結果に不満を持つ本人から実施機関に対して苦情の申立てがなされることが考えられ、精神医療審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が開示としたことは妥当である。

精神医療審査会報告書における不開示情報

本情報を実際に見分したところ、精神医療審査会の合議体の名称、精神医療審査会に出席した実施機関職員の氏名、精神医療審査会の議事内容及び次回精神医療審査会の日程であると認められる。

本情報中「次回日程」を除く情報については、これを開示した場合、退院等請求に係る精神医療審査会の判定結果に不満を持つ本人から実施機関や精神医療審査会に対して苦情の申立てがなされることが考えられ、精神医療審査会の適正な審査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、本情報中「次回日程」については、長崎県のホームページにおいて公開された情報であり、本情報を不開示とした理由の説明を実施機関に求めたところ、本号に該当する合理的な理由は見受けられなかった。したがって、実施機関が主張する支障が生じるおそれがあるとはいえず、その他措置入院制度の運営に支障を生じると合理的に考えられる事情は見受けられない。

よって、本情報中「次回日程」を除く情報は本号に該当し、これを実施機関が開示としたことは妥当であるが、本情報中「次回日程」は本号に該当せず開示すべきである。

(5) 申立人の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書において種々主張しているが、いずれも当審査会における上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、上記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 27 年 1 月 14 日	実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 1 月 29 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 27 年 2 月 27 日	異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 3 月 9 日	審査会（審査）
平成 27 年 3 月 18 日	審査会（審査）
平成 27 年 4 月 9 日	審査会（審査）
平成 27 年 5 月 21 日	審査会（審査）
平成 27 年 7 月 15 日	審査会（審査）
平成 27 年 7 月 29 日	答申

答申に關与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
堀江 憲二	弁護士	会長
阿部 律子	長崎県立大学経済学部教授	
小林 透	長崎大学大学院工学研究科教授	
長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活創造学科教授	
中村 尚志	弁護士	